

文書審査に関する訓令

[最終改正 令和6.3.8 京都府警察本部訓令第3号]

(趣旨)

第1条 この訓令は、京都府警察における重要な文書審査（次条第1項各号に掲げる文書について、内容及び形式の適否、法令違反の有無、他の規程との整合性等について審査することをいう。以下「審査」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(審査文書)

第2条 次の各号に掲げる文書については、警務部長の審査を受けなければならない。

- (1) 条例及び規則の制定又は改廃に関する文書
- (2) 訓令及び例規通達の制定又は改廃に関する文書
- (3) 告示（高速道路交通警察隊及び警察署の告示並びに京都府公報に登載を要しない告示を除く。）の制定又は改廃に関する文書
- (4) 京都府警察と他の関係機関との協定に関する文書

2 前項各号に掲げる文書であつて、次の各号に掲げるものについては、前項の規定にかかわらず、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）の審査とすることができる。

- (1) 形式、用語等の審査にとどまり、内容について検討を要しないもの
- (2) 引用している法令等の改正に伴うもので、解釈上の疑義が生じる余地のないもの
- (3) 公安委員会規則、告示等の改正を行うもので、定例的なもの
- (4) その他警務部長が警務課長の審査によることが適当と認めるもの

(審査手続)

第3条 所属（警察本部の課、室、隊及び所、サイバー対策本部及び京都市警察部の課並びに警察学校をいう。）の長は、前条の規定により審査を受けようとする場合は、当該所属が属する部又はサイバー対策本部の庶務を担当する課の長と必要な調整を行った上で、前条第1項各号に規定する審査文書その他関係資料を警務課長に提出するものとする。

2 警務課長は、前項の規定による提出を受けた場合において、警務部長の審査を受ける必要があるときは、事前の審査を行うものとする。

第4条 警務部長及び警務課長は、関係職員に、審査に必要な事項について説明させることができる。

第5条 警務部長及び警務課長は、審査文書の内容等が適当でないと認めるときは、所要の修正を求め、又は指示、勧告等をするものとする。

第6条 警務部長（警務課長の審査にあつては、警務課長）は、審査を行った結果、審査文書の内容等が適当であると認めるときは、審査文書に係る起案文書への同意をもつて、審査を終了するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和44年5月1日から施行する。